

第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会だより

第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会 平成21年12月1日 No.3

第3回「第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会」が開かれました

第二中学校、第四中学校の統合について話し合う第3回適正規模合同委員会が、11月17日（火）第2コミュニティーセンターで開かれました。今回の会議では、今までの合同委員会で話し合われた内容をもとに、新設校をどちらの学校の跡地にしたら子どもたちのために望ましいかという観点で話し合いが行われました。

今までの合同委員会で話し合われたこと

- ・第二中学校と第四中学校の両校ともに廃校とし、新たな学校を新設すること。
- ・新しい学校は、第二中学校か第四中学校のどちらかの跡地に新設すること。新しい校舎が完成するまでは、新設校を設置しない方の校舎を改修し利用すること。
- ・平成23年4月1日に両校を統合するという方向で話し合いを進めること。

今回の合同委員会で話し合われたこと

今回の合同委員会では、新設校を第二中学校か第四中学校のどちらの跡地にしたら子どもたちによりよい学習環境となるかについて、第2回の合同委員会で示された資料などを踏まえ、いろいろな面から話し合いが行われました。

そして話し合いの結果、第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会としては、次のような方向性が望ましいとすることで話し合いがまとめられました。

【第二中学校及び第四中学校を統合した新設校は、現在の第四中学校の跡地に設置することが子どもたちのために望ましいと考えられる。】

* 第四中学校の跡地を利用する主な理由は以下のとおりです。

- ・野球場やサッカーコート、陸上トラックなど部活動の運動場をしっかりと確保できる学校の敷地となっている。
- ・部活動として活用できる公的施設のテニスコートや体育館が近く、学校周辺の道路等の周辺環境が整備されている。
- ・新しい校舎が完成するまで活用する第二中学校と第四中学校の校舎をそれぞれ改修する場合、第四中学校の方が多大な改修費が必要となり、工事期間も長くなる。
- ・文部科学省で作成した「中学校施設整備指針」をもとに、総合的に判断すると、第四中学校跡地が新設校の位置としてふさわしいと考えられる。

今回の会議でまとめられた方向性は、次回の合同委員会にて、確認することとなりました。また、次回には新設校の「校名」についても検討することとなっています。

* 第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会のくわしい話し合いの内容については、下記の適正規模地区委員会事務局までお問い合わせ下さい。

「合同委員会だより」は後日ホームページ上にも掲載いたします

(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/15400073/15400073.html>)

問い合わせ先: 前橋市教育委員会学校教育課教育企画係(適正規模地区委員会事務局)

電話: 027-898-5865(直通) FAX: 027-221-3418